

分野	5 運輸関係 (4) 鉄道事業	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	鉄道運送事業の運賃規制の緩和			
意見・要望等の内容	JR貨物の運賃料金は認可料金が実施されているため、運賃料金の設定の自由度が低く、モーダルシフトの進展の妨げとなっている。従って、自動車輸送との競争の観点からも届け出制料金に移行すべきである。			
関係法令	鉄道事業法第16条	共管	なし	
制度の概要	鉄道事業法第16条第1項の規定により、鉄道運送事業者は、旅客または貨物の運送および国土交通省令で定める料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととしており、また同条第3項において、第1項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係121頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	平成12年3月の改正鉄道事業法(H11.5 法第49号)により、運賃料金の設定に事業者は、利用者利益の保護の観点からあらかじめ上限運賃等の認可を受け、当該上限の範囲内であれば事前届出の手続きのみで自由に運賃等を設定・変更できることとした。 したがって、現行制度は当該意見・要望で指摘しているような、事業者の運賃料金設定の自由度を低下させ、モーダルシフトの進展を困難とするものではない。」			
担当局課室名	鉄道局業務課貨物鉄道室 (連絡先) 03-5253-8544			